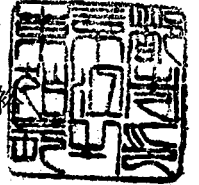




狛児児発第 100626 号
平成 22 年 3 月 1 日

狛江市監査委員
栗山 輝夫 様
白井 明 様

狛江市長 矢野 裕



平成 21 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 21 年 12 月 25 日付け狛監委発第 100112 号により、平成 21 年度財政援助団体監査の結果に措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果に基づいて講じた措置

指摘事項等

- 1 「平成 21 年度民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付申請書」において「旧都基準」の欄の「対象事業費」及び「補助金等交付申請額」の金額、「平成 21 年度民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付決定について」において「旧都基準」の交付決定額が誤って記載されている例が見受けられた。補助金交付申請書の受理の際には、添付書類との照合・確認は必須であり、適切な事務処理を行うよう努めていただきたい。

講じた措置

補助金交付申請書の受理の際には、添付書類の照合・確認の徹底を図り、適切な事務処理に努めます。

- 2 狛江市民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付要綱第 7 条第 2 項で規定されている職員研修費において、補助金の交付の時期が 1 ヶ月遅れていた。要綱に則った適切な時期の交付を徹底していただきたい。

講じた措置

職員研修費については、要綱第 7 条第 2 項の規定に則り、5 月の請求時に必ず計上を確認することとし、5 月に交付することを徹底します。

- 3 狛江市民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付要綱第 7 条第 1 項で規定されている請求において、請求書の「国運営費」と「市費運営費」及び「地域区分」の欄の名称が誤って記載されている例が見受けられた。所定の様式の整備に努めていただきたい。

講じた措置

要綱改正する予定ですので、それに併せて正式な名称に変更し統一を図ります。今後、請求書受領の際には、名称も含め、内容確認の徹底を図ります。

- 4 市単独補助経費の「障がい児加算（その他の障がい児）」の交付において、障がい児加算としての適用が不規則である場合については、適用した理由を明確にした適正な交付事務を行うよう努めていただきたい。

講じた措置

市単独補助経費の「障がい児加算（その他の障がい児）」の交付において、特別な事例については起案により適用した理由を明確にし、意思決定をした上で交付事務を行うようにします。

- 5 「平成 20 年度民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付決定について」において、「国運営費」と「旧都基準」及び「市費運営費」の交付決定額を決定したが、その後の「平成 20 年度事業実績報告書」において、「国運営費」と「旧都基準」及び「市費運営費」の交付決定額が変更となった。このような場合には、補助金確定通知書の交付が必要である。補助金等交付規則等に則り、適切な事務処理を行うよう努めていただきたい。

講じた措置

現在の事務処理では、当初交付決定額と実績報告書の額が異なるため、今後は最終 3 月分の請求書を受けた時点で、変更交付申請を提出していただき、その変更交付申請に基づき、補助金確定通知書を交付することとします。なお、補助金確定通知書については、他の事項の要綱改正に併せ様式の登録をします。

狛江子どもの家において、現在、特別に配慮した対応を必要とする児童を保育しているが、来年 3 月には当該児童は卒園となる。今後、市立保育園に入園するかどうかを、狛江子どもの家若しくは保護者に確認をするなどし、市立保育園に入園するのであれば、平成 22 年度予算を踏まえ当該児童のための施設改善、職員の対応などの予算措置が必要と思われる。なお、市立保育園に入園する場合には、当該児童への対処の仕方などを、狛江子どもの家の栄養士・調理員等から引き継ぐ必要もあり、早急にその対応をお願いしたい。

講じた措置

平成 22 年 1 月 25 日に狛江子どもの家からは、園長、栄養士、保育士、市立保育園からは、栄養士会献立会議担当園長、栄養士、看護師、給食調理、児童青少年課からは入所担当が出席し、一回目の話し合いを行っています。その後、1 月 29 日に、担当園長、栄養士、看護師、児童青少年部長、児童青少年課長、入所担当で打合せを行っています。さらに、2 月 1 日に保護者と入所担当で話し合いを行いました。なお、転園先が駄倉保育園に決定しましたので、園の職員が狛江子どもの家での児童の日常の様子を見学しました。今後は、さらに細かな準備について進めていきたいと考えています。また、当該児童のための必要な備品、消耗品等の予算措置については、財政課と協議していきます。